

## 伏見地域ふれあい会館利用団体の使用料の減免資格登録について

伏見地域ふれあい会館管理運営細則第6条に基づく利用料金の免除について、伏見地域ふれあい会館運営委員会は、地域団体による地域振興のための活動や地域福祉に貢献するボランティア活動等を支援するため、ふれあい会館使用料の減免(免除)について次のとおり資格登録を行う。

### 1 登録できる団体

#### (1) 活動の要件

- ① 地域団体が地域振興や住民の福祉向上を目的とした活動  
(例) 地域自治協議会・自治連合会・自治会・社会福祉協議会・民生児童委員協議会・自主防災会・消防団・PTA等  
※保護者会等の特定の関係者のための活動団体は対象外とする。
- ② ボランティア活動を主とした地域活動団体が地域福祉及び地域振興に貢献するなど行政機能の補完となる活動  
(例) 子育て支援等 ※ボランティア活動以外の使用時(親睦会等)は、使用料の減免は対象外になる。  
※会員間の技能及び資質向上を主たる目的とする団体は減免登録対象外。
- ③ 16歳未満の者を主たる構成員とする団体の学習活動  
※団体の名簿を作成し、16歳未満者がわかるようにし、団体の保護者等の氏名も記入すること。  
※指導者がいる場合は、指導者の氏名も名簿に記入し、備考欄に「講師」や「指導者」と記入すること。  
※(代表者を指導者が兼任する等)私塾化した活動団体は、減免登録及びふれあい会館の利用登録を取り消す。
- ④ 障がい者とその家族が主たる構成員となって組織された団体の学習活動  
(例) 身体障害者手帳(1級~6級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び特定疾患医療受給者証の交付を受けた人とその家族  
※手帳交付の有無を名簿に記入してください。

#### (2) 団体の要件

- ① 構成員の数が5名以上であること。
- ② 1年以上の事業の活動実績を有し、かつ今後も継続した活動が見込まれる団体であること。
- ③ 団体の代表者が奈良市民であり、構成員の過半数が奈良市民であること。  
※奈良市に通勤通学のみで市内にお住まいでない方が代表者の場合は減免登録できない。  
※代表者氏名を記入の際は、住民登録上の氏名をご記入下さい。ペンネーム等の「通称」での登録は受け付けません。

※平日午前9時～午後5時ごろまでの時間帯に連絡が取れる方の連絡先の記載もお願いします。

## 2 登録の申請・決定通知書の交付

使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ運営委員会に次の書類を提出しなければならない。

- ①ふれあい会館使用料減免団体登録申請書
- ②会則
- ③会員名簿
- ④活動計画書及び収支予算書
- ⑤前年度活動実績報告書及び収支決算書

等必要な書類を添付して提出すること。また、活動計画にはふれあい会館の使用予定、報告書には実績を必ず記入すること。

内容を審査し減免の基準に該当した団体には、減免団体登録決定通知書を交付する。なお、登録申請書に記載の活動内容と異なる目的で使用する場合、使用料は減免しない。

- ## 3 減免団体登録の有効期間は2年以内とし、6月1日から、翌年の5月31日までとする。
- なお、引き続き減免を受ける場合は、翌年の5月31日までに改めて登録申請を行う。また、団体の活動を休止したとき、解散したとき、又は登録内容に変更が生じたときは、必ずふれあい会館運営委員会に報告すること。

## 4 登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、減免団体の登録を取り消し、減免措置の対象から除外する。

- (1) 登録の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によって登録を受けたとき。
- (3) ふれあい会館の利用に係る禁止事項を守らないとき。